

調達管理番号・案件名

25a00917\_ウクライナ国農業生産基盤復興に向けた情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026/2/18

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	17	報告書目次案 第3章 土壌回復に関する支援枠組みとGRITシステムの現状	GRITに関する情報は守秘性が高く、一般公開される報告書に記載することができないとの情報がございます。報告書目次案に「第3章 土壌回復に関する支援枠組みとGRITシステムの現状」とありますが、GRIT関連の情報を非公開とすることは想定されておりますでしょうか？	GRITについて非公開とすべき情報があるのか、ウクライナ側にも確認しながら進める必要があります。その上で、仮に非公開とすべき情報が含まれると判断された場合には、報告書の該当部分を非公開扱いとするか検討したいと思います。
2	21	2. 業務実施上の条件	「2027年1月にウクライナ国内でクロージングミーティングを行い、そこでアクションプランや重要意見を考慮の上、結果をファイナル・レポートにも反映させる」との記載がございましたが、この「ウクライナ国内」というのは日本人専門家が対面で参加することを想定されておりますでしょうか？	クロージングミーティングについて、日本人専門家が現地渡航しての対面実施は、現時点では想定しておりません。「ウクライナ政府関係者等に対するクロージングミーティング」に訂正します。
3	25	(4)定額計上について 2. 本邦招聘にかかる経費	報酬及び直接経費を合わせて6,840,000円を計上いただいておりますが、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」を適用すると報酬が6,262,700円となり、直接経費1,059,000円との合計は7,321,700円になるかと存じます。ご確認いただけますと幸いです。	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載のとおり、本体契約で紛争影響国・地域の報酬単価を適用している場合であっても、技術研修等支援業務実施契約には通常の報酬単価を用います。よって、本邦招聘においては「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」は適用されません。